

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

第 1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき能勢町防災会議が定める計画であって、町域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧などに関し、能勢町（以下「町」という。）、大阪府、指定地方行政機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）、本町域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災行政の効果的な実施を図ることを目的とする。

第 2 節 計画の内容

第 1 計画の内容

この計画は、本町の地域における総合的防災対策の指針とし、以下に示す構成とする。

- 第 1 編 総則
- 第 2 編 災害予防計画
- 第 3 編 風水害応急対策計画
- 第 4 編 地震災害応急対策計画
- 第 5 編 その他災害応急計画
- 第 6 編 災害復旧・復興計画
- 付 編 東海地震の警戒宣言に伴う対策

各編で対応する内容は、次のとおりである。

1. 「第 1 編 総則」

計画の目的を明らかにし、町及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務を定めるとともに、本町の現況についてまとめ、これら自然的・社会的条件及び災害履歴等から災害特性・災害の規模を明らかにする。

2. 「第 2 編 災害予防計画」

災害の発生及び拡大を予防する対策を記述する。更に、災害が発生した後の応急対

策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、風水害、地震災害をはじめ各種災害に対応できる防災活動全般について定める。

(1) 災害に強いまちづくり

道路、オープンスペース等防災空間の整備をはじめとする本町の防災機能の強化、河川・ため池・排水施設の整備など、災害の発生及び拡大を予防する対策を定める。

(2) 災害応急対策・復旧対策への備え

災害時における情報収集伝達体制、広域応援体制、消火・救助・救急体制など、災害の発生に備えてあらかじめ整備すべき体制について定める。

(3) 地域防災力の向上

防災知識の普及、自主防災組織の設置及び育成、ボランティア活動環境の整備など、住民の災害対応能力の向上を目指した対策を定める。

3. 「第3編 風水害応急対策計画」

風水害が発生するおそれのある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、更に災害発生後の応急対策について各防災関係機関に求められる活動を定める。

(1) 風水害等応急対策

ア 災害警戒期の活動

気象予警報等の伝達、組織・動員計画、避難計画等、災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にするための施策を定める。

イ 災害発生後の活動

被害情報の調査・収集・伝達、災害広報、救助・救急、医療など、人的被害の発生及び拡大を防止する計画をはじめとして、飲料水・食料の供給、避難、保健福祉活動、ライフライン等都市機能の回復、被災者への支援等を定める。

4. 「第4編 地震災害応急対策計画」

(1) 地震災害応急対策

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活支援に重点を置き、各防災関係機関に求められる活動内容を定める。

ア 初動期の活動

被害情報の収集、消火・救助・救急、医療助産など、人命救助に係る対策を中心として、地震発生直後から速やかに行うべき対策について定める。

イ 応急復旧期の活動

飲料水・食料の供給、避難対策、保健衛生、福祉活動、ライフライン等都市機能の回復など、被災者の生活支援を中心とした対策について定める。

5. 「第5編 その他災害応急対策計画」

(1) その他災害応急対策

林野火災、その他に起因する危険物等の災害への対応に万全を期するため、風水害応急対策、地震災害応急対策を応用し、本町及び関係機関の活動内容を定める。

(2) 災害復旧・復興対策

住民の生活再建のための各種の取り組み及び復興の基本方針について定める。

6. 「第6編 災害復旧・復興計画」

- (1) 生活の再建のための各種取り組みについて定める。
- (2) 復興の基本指針について定める。

7. 「付編 東海地震の警戒宣言に伴う対策」

東海地震の警戒宣言が発せられた場合の対応策について定める。

第2 大阪府地域防災計画との関係

この計画は、大阪府地域防災計画と整合性を有するものである。

第3節 防災の基本方針

町民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全な町民生活を確保することは行政における最も基本的な施策であり、防災対策の現状を把握し、課題を明確化しながら、計画の適切な修正を図ることが防災対策の推進に有効と考える。このため計画項目については、可能な限り計画的なまちづくりの推進、危機管理体制の強化、各種防災対策の充実等総括的な把握に努めなければならない。

本町は、今日まで地震や集中豪雨の災害が比較的少ない地域であったが、近年は、台風やゲリラ豪雨による水害が発生している。また、地震においては極めて高い確率で発生するとされている東南海・南海地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模災害による大きな被害が懸念されるなど、町域における防災対策の一層の充実強化が求められている。

また、台風や集中豪雨による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊等は一度発生すればその被害は甚大であることから、その対策が急務となっている。

先の阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ、防災体制の確立及び町民の防災意識の啓発を図り、“災害に強いまちづくり”を一層推進しなければならない。

以上を基本方針とし、町域における防災対策を進める。

第 4 節 町域の概況

第 1 面積・位置の概要

本町は、大阪府の最北端、大阪都心部より約 30km の距離に位置し、北と東は京都府南丹市・亀岡市、北西は兵庫県篠山市、西と南は兵庫県川辺郡猪名川町・川西市、また府下の市町村では南東の豊能郡豊能町に接しており、面積は 98.75 km²である。

第 2 地 形

本町は、北摂山地に属しており、平野に臨む斜面は急峻であるが山頂部に定高性がみられ、全体として高原状の地形を呈している。東は京都盆地に臨み、西は六甲山地に連なり、北は保津川流域の亀岡盆地に接している。この地形的特徴は北に続く丹波高原も広く見られ、その地域では北摂山地よりも一段と高い標高 600m～800m を示す地形が分布する。町域の大部分を占める山地部には、本町の北東から南西、北西から南東方向に急崖が発達しており、それらの多くは断層崖と考えられている。また、谷底には沖積世に河川の浸食及び堆積作用によって形成された谷底平野が広がっており、小盆地を形成している。

これら盆地の周辺には傾斜 15 度前後の山麓緩斜面が広く発達しており、その周辺には谷底平野が隆起した中・低位段丘が見受けられる。

第 3 地 質

本町の地質は概ね中央の盆地部、及び周辺山麓部に分布する丹波層群、外周山地部に分布する三草山複花崗岩体、剣尾山花崗岩体、北部に分布する有馬層群、中心部と南部に広がる大阪層群、河川沿いに広がる沖積層により構成されている。

丹波層群は北摂山地に広く分布する地層で、古生代二疊期から中生代ジュラ紀にかけて形成された砂岩、泥岩、チャートなどの互層から形成されている。また、丹波層群内には外周山地に分布する花崗岩体が貫入している。

有馬層群は本町から三田市にかけて広く分布しており、天王及び山田付近にも分布し、大阪層群は山辺地区付近にまとまって見られる。

第 5 節 災害の想定

第 1 対象とする災害

この計画の作成にあたっては、町における地形、地質構造及び気象等の自然的条件や、人口、都市構造等の社会的条件、及び過去において発生したことのある各種災害を勘案し、次のとおりの災害を想定した。

1. 地震による災害
2. 台風による災害
3. 集中豪雨等異常降雨による災害
4. 大規模な火災
5. 林野火災
6. 危険物の爆発等による災害
7. その他

第 2 地震被害想定

この計画の作成にあたっては、想定断層を有馬高槻構造線として地震被害想定調査を実施し、下記に被害状況を示した。

1. 想定地震発生時の条件

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とし、通勤・通学の移動人口が多く、火気使用率も高い時間帯を設定。

(1) 季節、時間：冬の夕刻、平日の午後 6 時頃

(2) 気象条件：晴れ、超過確立 1% の風速 8.7m/s

2. 被害想定結果

地震想定		有馬高槻構造線	上町断層系	南海トラフ
地震の規模		マグニチュード (M) 7.3～7.7	マグニチュード (M) 7.5～7.8	マグニチュード (M) 7.5～7.8
	能勢での計測震度	計測震度 5 弱～6 弱	計測震度 5 弱～6 弱	計測震度 5 弱～6 強
建物被害棟件数		全壊 12 棟・半壊 29 棟	全壊 0 棟・半壊 1 棟	全壊 0 棟・半壊 25 棟
死傷者数		死者 4 人・負傷者 0 人	死者 0 人、負傷者 0 人	死者 7 人、負傷者 14 人
罹災者数		75 人	3 人	25 人
避難生活者数		22 人	1 人	15 人
ライフライン	停電	736 軒	0 軒	0 軒
	電話不通	275 回線	153 回線	0 回線

第6節 防災関係機関の大綱

町、府、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

第1 能勢町

1. 総務担当課（総務課、理財課、住民課）

- ☐ 町の災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
- ☐ 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ☐ 他市町の相互応援に関すること。
- ☐ 自衛隊との連絡調整に関すること。
- ☐ 職員参集状況の把握に関すること。
- ☐ 災害時における職員の服務に関すること。
- ☐ 各課の連絡統制に関すること。
- ☐ 車両の確保及び配車に関すること。
- ☐ 災害に強いまちづくりの推進に関すること。
- ☐ 救援・復興の企画立案に関すること。
- ☐ 被災者からの問い合わせ・相談・要望に関すること。
- ☐ 被害情報の収集伝達に関すること。
- ☐ 災害広報に関すること。
- ☐ 報道機関との調整に関すること。
- ☐ 避難指示及び誘導に関すること。
- ☐ 庁舎等の防災に関すること。
- ☐ 各区への協力依頼に関すること。
- ☐ 道路交通の確保に関すること。
- ☐ 災害用物資・資機材の緊急輸送に関すること。
- ☐ 救助用物資等の緊急輸送に関すること。
- ☐ 防災会議に係わる事務に関すること。
- ☐ 防災に関する教育・訓練に関すること。
- ☐ 気象予警報の収集・伝達に関すること。
- ☐ 避難収容に関すること。
- ☐ 防災用資機材の備蓄及び整備の点検に関すること。
- ☐ 災害用応急食料の調達及び配分に関すること。
- ☐ 災害対策本部に関すること。
- ☐ 救援物資の調達及び配分に関すること。
- ☐ 資機材の調達に関すること

2. 福祉担当課（福祉課、健康づくり課）

- ☐ 避難行動要支援者及び障がい者の避難に関すること。
- ☐ 避難行動要支援者及び障がい者に対する福祉サービスに関すること。
- ☐ 災害時の医療体制の整備計画に関すること。
- ☐ 医師会等との連絡調整に関すること。
- ☐ 災害時における保健衛生に関すること。
- ☐ 救護所の設置・運営に関すること。
- ☐ 被災者に対する国民健康保険税の減免に関すること。
- ☐ 日本赤十字社、その他福祉関係団体との連絡調整に関すること。
- ☐ 応急医療に関すること。
- ☐ 避難所の巡回診療に関すること。
- ☐ 災害時の応急保育に関すること。

3. 土木担当課（地域振興課、地域整備課）

- ☐ 道路の整備に関すること。
- ☐ 建築・土木業者への協力依頼に関すること。
- ☐ 土砂災害の防止に関すること。
- ☐ 公共建築物の応急修理に関すること。
- ☐ 水防に関すること。
- ☐ 災害復旧事業に関すること。
- ☐ 道路・住居等の障がい物等の除去に関すること。
- ☐ 河川・水路の整備に関すること。
- ☐ 水道・下水道施設の被害調査に関すること。
- ☐ し尿処理に関すること。
- ☐ 遺体の収容に関すること。
- ☐ 埋火葬に関すること。
- ☐ ゴミ・がれき処理に関すること。
- ☐ 農作物・農地・家畜の被害調査に関すること。
- ☐ 商工業の被害調査に関すること。
- ☐ 農地防災に関すること。
- ☐ ため池防災に関すること。
- ☐ 農林商工業者に対する金融に関すること。

4. 教育委員会（学校教育総務課、生涯学習課）

- ☐ 応急教育実施に関すること。
- ☐ 児童生徒の避難に関すること。
- ☐ 被災児童及び生徒の就学援助・救護に関すること。
- ☐ 避難所の開設等に対する協力に関すること。
- ☐ 文化財応急対策に関すること。
- ☐ 防災教育に関すること。

5. 議会事務局

- ☐ 議員との連絡調整に関すること。
- ☐ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ☐ 被害情報の収集・伝達に関すること。

6. 出納室

- ☐ 義援金の受付・配布に関すること。
- ☐ 救援物資及び資機材の購入に関すること

第2 豊中市消防局（能勢町分署）

- ☐ 災害情報の収集伝達に関すること。
- ☐ 消防・水防活動に関すること。
- ☐ 被災者の救出・救助活動に関すること。
- ☐ その他災害の応急対策に関すること。

第3 大阪府

1. 池田土木事務所

- ☐ 災害予防対策及び災害応急対策等に係る町及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ☐ 府所管公共土木施設の防災対策に関すること。
- ☐ 水防活動の指導並びに洪水予警報の伝達に関すること。

2. 池田保健所

- ☐ 災害時における町域の医療救護活動の総合調整及び保健衛生活動に関すること。

3. 北部農と緑の総合事務所

- ☐ ため池・水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指示に関すること。
- ☐ 災害時における農作物等の現象を図るための技術指導に関すること。

第4 大阪府警察本部（豊能警察署）

- ☐ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- ☐ 被災者の救出・救助及び避難指示に関すること。
- ☐ 交通規制・管制に関すること。
- ☐ 遺体の検視（見分）等の措置に関すること。
- ☐ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。

第5 指定地方行政機関

1. 近畿農政局（大阪支局）

- ☐ 応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡・調整に関すること。

2. 大阪管区气象台

- ☐ 災害に係る気象、地象、水象等に関する観測、予報、警報の発表及び伝達に関す

ること。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

1. 西日本電信電話株式会社大阪支店（設備部災害対策室）

- ☐ 電気通信施設の防災管理に関すること。
- ☐ 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- ☐ 電気通信設備の応急対策に関すること。
- ☐ 非常緊急通信の確保に関すること。
- ☐ 被災電気通信設備の復旧に関すること。

2. 関西電力株式会社（池田技術サービスセンター）

- ☐ 電力供給施設の整備と防災管理に関すること。
- ☐ 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

3. 一般社団法人大阪府LPガス協会（豊能豊中支部豊能地区能勢班）

- ☐ LPガス施設の防災対策及び災害応急対策の協力に関すること。

4. 郵便局（地黄郵便局、西能勢郵便局）

- ☐ 災害時における郵便業務の確保に関すること。
- ☐ 災害特別事務に関すること。
- ☐ 郵便業務の復旧に関すること。

第7 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊）

- ☐ 地域防災計画に基づく訓練の参加協力に関すること。
- ☐ 災害応急対策の支援・協力に関すること。

第8 その他公共的団体等

1. 一般社団法人池田市医師会

- ☐ 災害時における医療計画に関すること。
- ☐ 災害時における医療救護の活動に関すること。
- ☐ 災害時における負傷者の内容及び看護に関すること。

2. ため池の管理者

- ☐ ため池の防災管理に関すること。
- ☐ 災害時におけるため池施設の復旧に関すること。

3. 農業協同組合等

- ☐ 町の実施する営農指導及び被害調査への補助に関すること。
- ☐ 農地、農業用施設などの災害復旧及び再生産の維持などに必要な資金の貸付に関すること。

4. 区長会、自治会等

- ☐ 各種情報に関すること。
- ☐ 各自治会との連絡調整に関すること。
- ☐ 被害状況の報告に関すること。
- ☐ 町及び災害対策本部が実施する災害応急対策の協力に関すること。

5. 消防団

- ☐ 消防団員の教育及び訓練に関する事。
- ☐ 消防資機材の整備、備蓄に関する事。
- ☐ 消防活動の実施に関する事。
- ☐ 災害情報等の収集及び必要な広報に関する事。
- ☐ 災害の防除、警戒、鎮圧に関する事。
- ☐ 要救助被災者の救出、救助に関する事。
- ☐ 避難及び救護の協力に関する事。

6. 能勢町商工会

- ☐ 災害時における物価安定についての協力及び救助物資、復旧資材の確保についての協力等に関する事。
- ☐ 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力に関する事。
- ☐ 災害の防除及び警戒等の協力に関する事。

7. 社会福祉法人能勢町社会福祉協議会

- ☐ 避難行動要支援者に関する事。
- ☐ ボランティアの受入れ、人材の育成に関する事。

資料 1－1 防災関係機関連絡先一覧表

第 7 節 住民・事業者の基本的責務

第 1 住民の基本的責務

自らの身は自らで守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち平常時より災害に対する心構えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るように行動することが重要である。

また、災害時には初期消火を行い、近隣の負傷者や災害時要援護者を助け、避難所で自ら活動する。あるいは、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力に努めるものとする。

第 2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要責務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

第 8 節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正し、効果的な計画の整備を図る。

防災計画の修正は、原則として次の順序で行うものとする。

1. 本町は、防災関係機関と調整のうえ防災計画修正原案を作成する。
2. 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
3. 災害対策基本法第 42 条第 5 項の規定に基づき、修正した防災計画を大阪府知事に報告するとともに、要旨を公表する。

第 9 節 計画の周知徹底

この計画は、町の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図るものとする。

また、この計画を円滑に実施するため、防災関係機関は、平素から研修、訓練等の実施によって習熟に努めるとともに、地域住民に周知徹底を図るものとする。